

PMI 日本支部表彰制度

(目的)

第1条 この制度は、優れたプロジェクトマネジメントの活動に対する業績と貢献を適時かつ適切に表彰し、日本におけるプロジェクトマネジメントの普及と発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、プロジェクトマネジメント優秀賞、プロジェクトマネジメント貢献賞及びプロジェクトマネジメント功労賞とする。

(プロジェクトマネジメント優秀賞)

1. プロジェクトマネジメント技法が効果的に実践され、優れた業績を上げ、日本におけるプロジェクトマネジメントの普及、発展の模範となる者に与える。
2. 団体又は個人、PMI 日本支部会員に限定しない。

(プロジェクトマネジメント貢献賞)

1. 日本におけるプロジェクトマネジメントの普及、発展に著しく貢献した者に与える。
2. 団体又は個人、PMI 日本支部会員に限定しない。

(プロジェクトマネジメント功労賞)

1. PMI 日本支部の諸活動に参画し、日本におけるプロジェクトマネジメントの普及、発展に著しく功労があると認められる者に与える。
2. 団体または個人、PMI 日本支部会員とする。

(表彰権者)

第3条 表彰は、PMI 日本支部会長が行う。

(表彰の内容)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰は、副賞を添えることができる。副賞は記念品、賞金のいずれか又は両者を選択する。

(表彰の時期)

第5条 フォーラムの開催日とする。特別の必要がある時は、臨時に表彰を行う事ができる。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者は、事務局が推薦し、理事会の承認を得るものとする。また表彰者の審査を行うため、必要に応じ、会長が指名する委員で構成する審査委員会を設置することができる。

(実施に関する細目)

第7条 実施に関する細目を、理事会の承認を得て定めることができる。

付則

(実施日)

第1条 この制度は、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

改定

2009年1月1日 一般社団法人への移行および支部名称の変更